

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) なかのアセットマネジメント株式会社
(代表者) 中野 晴啓

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2025年11月末日現在)

資本金の額	677,500,000円
発行可能株式総数	200,000株 (普通株式)
	50,000株 (A種優先株式)
発行済株式総数	103,250株 (普通株式)
	10,000株 (A種優先株式)

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後 (変更前)
2023年9月29日	172,500,000円 (50,000,000円)
2023年11月30日	322,500,000円 (172,500,000円)
2023年12月26日	472,500,000円 (322,500,000円)
2024年2月9日	477,500,000円 (472,500,000円)
2024年2月29日	627,500,000円 (477,500,000円)
2024年5月24日	677,500,000円 (627,500,000円)

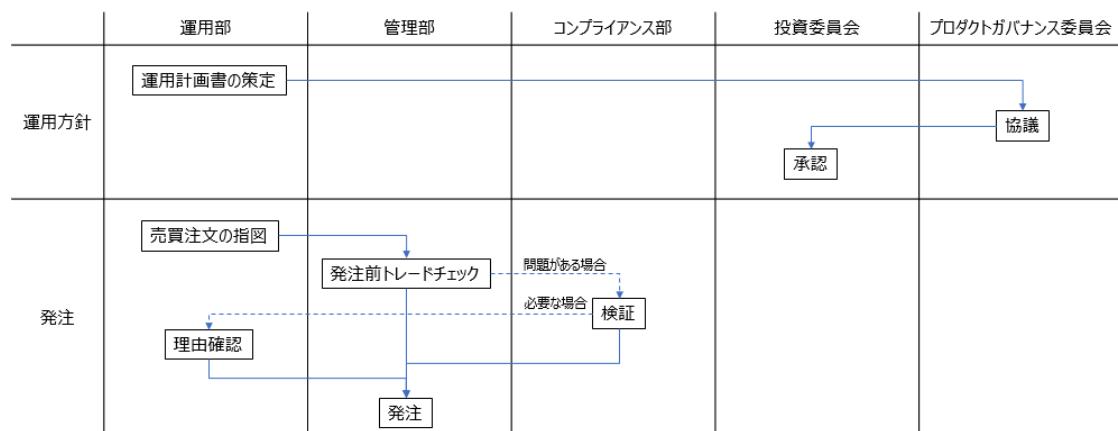
(2) 会社の意思決定機関 (2025年11月末日現在)

① 取締役会

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役、かつ1名以上の監査役で構成されます。取締役及び監査役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とします。

② 運用の意思決定プロセス (2025年11月末現在)



2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

2025年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	7,182
合計	2	7,182

3. 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、ななつぼし監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 米永 隆司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開

示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,011,379	811,948
未収委託者報酬	-	18,171
未消費税等	2,974	11,212
その他流動資産	2,040	5,097
流動資産合計	1,016,394	846,429
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	※1 5,072	※1 4,379
有形固定資産合計	5,072	4,379
無形固定資産		
ソフトウエア	458	358
無形固定資産合計	458	358
投資その他の資産		
差入保証金	3,150	3,566
投資その他の資産合計	3,150	3,566
固定資産合計	8,680	8,303
繰延資産		
創立費	505	390
繰延資産合計	505	390
資産合計	1,025,580	855,124
負債の部		
流動負債		
未払金	936	7,670
未払手数料	-	7,268
その他未払金	936	401
未払費用	14,623	21,299
預り金	795	4,580
未払法人税等	3,869	4,316
流動負債合計	20,224	37,866
負債合計	20,224	37,866

純資産の部

株主資本		
資本金	627,500	677,500
資本剰余金		
資本準備金	455,000	505,000
資本剰余金合計	455,000	505,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△77,144	△365,241
利益剰余金合計	△77,144	△365,241
株主資本合計	1,005,355	817,258
純資産合計	1,005,355	817,258
負債・純資産合計	1,025,580	855,124

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	-	31,942
営業収益計	-	31,942
営業費用		
支払手数料	-	79,322
広告宣伝費	-	17,323
その他営業費用	-	1,787
営業費用計	-	98,433
一般管理費		
給料	33,551	134,461
役員報酬	16,800	43,350
給与手当	16,751	91,111
法定福利費	4,514	19,258
旅費交通費	2,091	8,099
租税公課	3,638	6,448
賃借料	354	14,835
業務委託費	10,568	27,461
支払手数料	8,365	-
諸会費	6,489	-
諸経費	3,031	9,885
一般管理費計	72,607	220,452
営業損失	72,607	286,942
営業外収益		
受取利息	1	506
雑収入	91	760
営業外収益計	92	1,267
営業外費用		
株式交付費	4,008	350
繰延資産償却費	66	114
原状回復費用	-	929
営業外費用計	4,075	1,393

経常損失	76,590	287,069
税引前当期純損失	76,590	287,069
法人税、住民税及び事業税	554	1,027
法人税等合計	554	1,027
当期純損失	77,144	288,097

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	
当期変動額							
新株の発行	627,500	455,000	455,000	-	-	1,082,500	
当期純損失	-	-	-	△77,144	△77,144	△77,144	
当期変動額合計	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	
当期末残高	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	627,500	455,000	455,000	△77,144	△77,144	1,005,355	
当期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000	-	-	100,000	
当期純損失	-	-	-	△288,097	△288,097	△288,097	
当期変動額合計	50,000	50,000	50,000	△288,097	△288,097	△188,097	
当期末残高	677,500	505,000	505,000	△365,241	△365,241	817,258	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度（2024年3月31日）	当事業年度（2025年3月31日）
器具備品	828千円	3,286千円
有形固定資産合計	828千円	3,286千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式	-	103,250	-	103,250	-

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	概要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	-	10,000	-	10,000	注1
合計	103,250	10,000	-	113,250	

(注1) A種優先株式の発行済株式の増加10,000株は、第三者割当による新株の発行であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託の運用業を営んでおります。

当社の余資運用については預金等に限定しております。

デリバティブ取引については行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、預入先金融機関の信用リスクにさらされていますが、健全性規制を充足する金融機関をその預入先とすることとしており、そのリスクは極めて軽微であります。

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払手数料は投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理の担当所管部署を管理部、責任者を管理部長とし、リスク管理の有効性の確認はコンプライアンス部が行っております。リスク管理委員会及び取締役会はリスク管理全般について責任を負い、リスク管理の方針の策定、リスク管理体制の整備を推進しており、以下のプロセスにてリスク管理を行っております。

- ① 担当所管部署は、リスクの把握及び分析を行っております。リスクの測定は、必要に応じて定量・定性的両面から行っております。
- ② 担当所管部署は、リスク管理状況を四半期毎にリスク管理委員会に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与える事項については隨時各リスクを統括管理する管理部へ報告しております。管理部は報告事案について検証を行い、必要に応じてリスク管理委員会に報告しております。
- ③ リスク管理委員会は、担当所管部署からの報告を基に、関係する諸規程が明確に定められているか、適切な見直しが行われているかといったリスク管理体制の有効性等について検討し、その一層の充実を図っております。
- ④ 内部監査室は、各部署のリスク管理体制の有効性について監査し、結果について取締役会に報告、必要に応じて是正勧告等を行っております。

2. 金融商品の時価に関する事項

当事業年度（2025年3月31日）

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、未収消費税等、未払手数料、預り金、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	-千円
なかの世界成長ファンド	-千円

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	21,149千円
なかの世界成長ファンド	10,793千円

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	9,737円10銭	6,946円81銭
1株当たり当期純損失 金額	1,523円84銭	2,790円29銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
純資産の部の合計額	1,005,355千円	817,258千円

純資産の部の合計額から控除する金額	-千円	100,000 千円
(うち種類株式の払込金額)	-千円	100,000 千円
普通株式に係る期末の純資産額	1,005,355 千円	717,258 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	103,250 株	103,250 株

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失	77,144 千円	288,097 千円
普通株式に帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式に係る当期純損失	77,144 千円	288,097 千円
普通株式の期中平均株式数	50,625 株	103,250 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月19日

なかのアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

ななつぼし監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 米永 隆司
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金		673,323
未収委託者報酬		21,905
未取消消費税等	※1	4,660
その他流動資産		2,078
流動資産計		701,968

固定資産

有形固定資産

器具備品	※2	4,482
有形固定資産合計		4,482

無形固定資産

ソフトウエア		308
無形固定資産合計		308

投資その他の資産

差入保証金		3,566
投資その他の資産合計		3,566
固定資産合計		8,357

繰延資産

創立費		333
繰延資産合計		333

資産合計

		710,658
--	--	---------

負債の部

流動負債

未払金		8,762
未払手数料		8,762
未払費用		19,667
預り金		2,648
未払法人税等		3,104
流動負債合計		34,182

負債合計

34,182

純資産の部

株主資本

資本金		677,500
資本剰余金		

資本準備金	505,000
資本剩余金合計	505,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△506,023
利益剰余金合計	△506,023
株主資本合計	676,476
純資産合計	676,476
負債・純資産合計	710,658

(2) 【中間損益計算書】 (単位:千円)

当中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益

委託者報酬	22,451
営業収益計	22,451

営業費用

支払手数料	39,244
広告宣伝費	7,032
その他営業費用	1,611
営業費用計	47,888

一般管理費

給料	71,104
役員報酬	23,500
給料・手当	47,603
法定福利費	9,824
業務委託費	19,124
不動産賃借料	6,588
租税公課	3,254
旅費交通費	2,938
諸経費	3,488
一般管理費計	116,323

営業損失

141,760

営業外収益

受取利息	316
雑収入	768
営業外収益計	1,084

営業外費用

繰延資産償却費	57
営業外費用計	57
経常損失	140,733
税引前中間純損失	140,733
法人税、住民税及び事業税	48
法人税等合計	48
中間純損失	140,781

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	677,500	505,000	505,000	△365,241	△365,241	817,258	817,258
当中間期変動額							
中間純損失				△140,781	△140,781	△140,781	△140,781
当中間期変動額合 計				△140,781	△140,781	△140,781	△140,781
当中間期末残高	677,500	505,000	505,000	△506,023	△506,023	676,476	676,476

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

		当中間会計期間（2025年9月30日）
器具備品		4,655千円
有形固定資産合計		4,655千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	摘要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	10,000	-	-	10,000	
合計	113,250	-	-	113,250	

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（2025年9月30日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金・預金、未収委託者報酬、未収消費税等、差入保証金、未払手数料、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内。但し差入保証金は18か月。）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	15,244 千円
なかの世界成長ファンド	7,207 千円

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	5,583 円 30 銭
1 株当たり中間純損失金額	1,363 円 50 銭
(注)1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	676,476 千円
純資産の部の合計額から控除する金額	100,000 千円
(うち種類株式の払込金額)	100,000 千円
普通株式に係る期末の純資産額	576,476 千円
一株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	
	103,250 株
3. 1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純損失	140,781 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失	140,781 千円
普通株式の期中平均株式数	103,250 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2026 年 1 月 9 日
作成基準日 2025 年 12 月 19 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町 5-1
お問い合わせ先 管理部
03-6661-0508